

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

令和7年8月20日

滋賀県

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会

災害時における住家被害認定調査等に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、滋賀県域において大規模災害が発生した場合等（以下「災害時等」という。）における、甲および滋賀県内の市町（以下「市町」という。）が実施する災害対応等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対し、支援協力を求めるに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づく調査方法や調査体制等に係る技術的な助言
- (2) 市町が実施する住家の被害認定調査業務
- (3) 市町の職員等を対象とする住家被害認定調査に関する研修の実施（平時において開催する研修等を含む）
- (4) その他、甲が必要と認める活動

（協力要請の方法）

第3条 甲は、前条の支援が必要と認めるときまたは市町から甲に対して前条の支援にかかる要請があったときは、第1号様式により書面で乙に対して支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等書面による要請が困難な場合は、電話等の通信手段または口頭により要請できるものとし、その場合は事後速やかに書面を乙に提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに上部団体である公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会並びに一般社団法人近畿不動産鑑定士協会連合会と連携のうえ、乙の会員等を動員することとし、第2号様式により書面で甲に協力体制を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等書面による報告が困難な場合は、電話等の通信手段または口頭により報告できるものとし、その場合は事後速やかに書面を甲に提出するものとする。

- 2 乙は甲の要請に基づき業務に従事した場合、その活動内容について、活動終了後速やかに第3号様式により書面で甲に報告するものとする。
- 3 市町からの要請により、甲が乙に対し支援協力を要請した場合において、甲

は前2項の報告を受けたときは、速やかに当該市町に通知するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に定める支援協力の実施に要する経費に関しては、次の各号のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる業務を実施するための乙の会員の派遣に関する経費は、甲の負担とし、日当および交通費については下記のとおりとする。

日当	設計業務委託技術者単価(国土交通省)に定める測量業務（測量主任技師）の基準日額とする
交通費	実費

(2) 第2条各号に掲げる業務を実施するに当たり会場の使用料等が生じる場合は、甲の負担とする。

2 経費の負担について、前項によりがたいときは、甲および乙が協議して定めものとする。

(損害補償)

第6条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定に基づき実施する支援協力活動において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これについては、当該活動を終了した後も同様とする。

(連絡体制の確認)

第8条 甲および乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 前項に定める連絡体制については、年度始め等年1回を目途に第4号様式により相互に確認するものとし、変更が生じた場合は、その都度相互に連絡するものとする。

3 乙は、前項の内容に加え、支援協力に関する乙の組織図および会員名簿、その他必要と認められるものについて、併せて報告するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の2月前までに、甲および乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定を締結するため、本協定書2通を作成し、甲および乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月20日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

乙 滋賀県大津市中央三丁目1番8号 大津第一生命ビル10階
公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会 会長

別記様式第1号(第3条関係)

応援協力要請書

年 月 日

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

様

滋賀県知事

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第3条の規定に基づき、次のとおり応援協力を要請します。

記

1 応援協力の内容

2 応援協力を必要とする場所

3 応援協力を要請する期間

4 応援協力を要請する人数

5 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

別記様式第2号(第4条関係)

協 力 体 制 報 告 書

年 月 日

滋賀県知事

様

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第4条第1項の規定に基づき、次のとおり協力体制を報告します。

記

1 応援協力期間

2 対応可能人数

3 現地対応責任者の氏名・連絡先

4 その他必要な事項

【問合せ先】

所属：

担当：

電話：

FAX：

E-mail :

別記様式第3号(第4条関係)

業 務 報 告 書

年 月 日

滋賀県知事

様

公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第4条第1項に基づき、実施した業務の内容を下記のとおり報告します。

記

1 応援協力期間

2 対応人数

3 現地対応責任者の氏名・連絡先

4 応援業務の内容

5 その他必要な事項

【問合せ先】

所属:

担当:

電話:

FAX:

E-mail :

別記様式第4号(第8条関係)

連絡責任者届

【滋賀県】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話(FAX)	
携帯	
E-mail	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話(FAX)		
携帯		
E-mail		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休 日 :

【公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会】

1 連絡責任者

役職・氏名	
電話(FAX)	
携帯	
E-mail	

2 時間外および休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話(FAX)		
携帯		
E-mail		

3 勤務時間および休日

・勤務時間 :

・休 日 :